

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

| | | | |
|-------|---------------------|---------|-----------------|
| 事件番号 | 昭和 29(オ)637 | 原審裁判所名 | 東京高等裁判所 |
| 事件名 | 家屋明渡請求 | 原審事件番号 | |
| 裁判年月日 | 昭和 31 年 4 月 6 日 | 原審裁判年月日 | 昭和 29 年 6 月 7 日 |
| 法廷名 | 最高裁判所第二小法廷 | | |
| 裁判種別 | 判決 | | |
| 結果 | 棄却 | | |
| 判例集等 | 民集 第 10 卷 4 号 356 頁 | | |

| | |
|------|--|
| 判示事項 | 債務不履行その他背信行為による賃貸借の解除と借家法第五条の適用の有無 |
| 裁判要旨 | 借家法第五条は、賃借人の債務不履行ないしその背信行為のため賃貸借が解除されたごとき場合には、その適用がないものと解すべきである。 |

| 全 文 | |
|-----|---|
| 主 文 | 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 |
| 理 由 | 上告代理人柳沢良啓の上告理由第一点について。 借家法第五条は建物の賃貸借が賃貸期間の満了等通常的事由によつて消滅した場合について規定したものであつて、賃借人の債務不履行乃至その背信行為のため賃貸借が解除されたごとき場合には、その適用を見ないものと解すべきである。（大審院昭和一三年三月一日第二民事部判決参照）原審が本件の場合について同条の適用のないものと判示したのは相当であつて論旨は理由がない。 その余の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 （裁判長裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 池田克） |

※参考：判例タイムズ 59 号 58 頁、ジュリスト 108 号 55 頁